

# 憲法OBA MJ 連載の現在いま

《 憲法問題特別委員会だより 》

## 第81回

### 憲法市民講座 9条連続学習会(第4回)

## 「憲法9条改正の論点—自衛隊明記の持つ意味」報告

憲法問題特別委員会 事務局長 和田 義之

1 毎月一回のペースで開催されている憲法市民講座であるが、昨年12月からは9条連続学習会も兼ねている。今回はその第4回目である。講師の阪田雅裕先生は、元内閣法制局長官であり、現在は第一東京弁護士会に所属されている。内閣法制局長官退官の翌年、岩波書店の月刊誌「世界」において、集団的自衛権行使の憲法解釈変更に対する反対の立場を表明されたということでも有名である。

阪田先生は、改憲全般に反対するという立場ではない。講演の前半では、各国の憲法改正の歴史について紹介され、現存未改正憲法典の寿命としては日本国憲法が一番長いことが示された。続いて、憲法の文言の現代語化、内閣の解散権や二院制のあり方についての改憲など、憲法改正には様々な態様があるということを紹介された。

2 その上で出てくるのが、いわゆる「9条改正阪田試案」である。現行の9条はそのまま、3項以下に次の条項を加えるというものである。

#### 〈9条改正阪田私案〉

3 項 前項の規定は、自衛のための必要最小限度の実力組織の保持を妨げるものではない。

4 項 前項の実力組織は、国が武力による攻撃を受けたときに、これを排除するために必要な最小限度のものに限り、武力行使をすることができる。

5 項 前項の規定にかかわらず、第3項の実力組織は、わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによる我が国の存立が脅かされる明白な危険がある場合には、その事態の速やかな終結を図るために必要な最小限の武力行使をすることができる。

第5項は、集団的自衛権行使のための3要件のうち

一つを構成するものであり、安保法制制定の際に、「存立危機事態」(武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第2条4号)として議論を呼んだ文言である。

3 自衛隊を書き込むというだけならば、第3項、第4項だけで良いようにも見える。実際、それだけでも自民党大会を経て明らかとなった改憲案よりはるかにクールな感じだ。ただ、阪田先生はそれでは足りないと言明される。集団的自衛権を行使できる自衛隊は、どうしても上記3項、4項に読み込むことはできない。真に現在の自衛隊を憲法に明記するためには、5項は欠かせない規定なのだ。安保法制施行の際、立憲主義に反するので違憲と主張した弁護士会も、安保法制自体を憲法に書き込むことを国民に問うということ自体には反対しにくい。

安保法制の制定により、既にパンドラの箱は開かれているのかもしれない。現行憲法上安保法制の正当化は極めて困難とする立場からすれば、安保法制を違憲と宣言するか、現行憲法を変更するか、どちらかがどちらかを破らなければ法体系の安定は見込めない。そのような覚悟を持っているかという問いかけを阪田先生は投げかけているように感じた。

4 今回の企画は179名の参加者を得た。2月10日の露の新治さんの講演(192名)に次ぐ、憲法連続市民講座では過去2番目の動員数となった。今年度は、弁護士会内部での議論を活発化できればと考えている。9条連続学習会では、今後もさまざまな立場の講演者をお呼びする予定なので、引き続き多くの皆様の参加を呼び掛けたい。